○農林水産省告示第千三百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年六月一日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県利根郡みなかみ町（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及びみなかみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年六月一日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県利根郡みなかみ町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、みなかみ町（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市羽布町二タ瀬六の一五から六の二〇まで、七の三、七の一四、亀竜一、エス小屋二の一〇（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年六月一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県大町市八坂字大石二一〇一の一、二一〇の二、字石原田二二九五のイの二、字堂ノ脇二二九六の一、二二九六の二、字大才神二〇七三のイ、字青西畑二〇七六、二〇八二、字横ツリ二〇八〇のイ、二〇八〇の口、字立畑二〇八三、字立畑道上二〇八四、字日影二一二二、二一四〇、二一四四、二一四六、二一四七、二一四八の一、二一四八の二、二一四九、字丸畑二一四五、字石畳二八〇三の口、字平倉一五六三五の八・一五六三八の一・一五六五二の二（以上三筆国有林）、一五六三五の一、一五六三五の九、一五六三七、一五六三八の一、一五六三九の一、一五六三九の二、一五六五一の一、一五六五二の一、字大田平一五六四〇から一五六四七まで、一五六五〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年六月一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県安曇野市明科光二五七三の一二（次の図に示す部分に限る。）、明科七貴二九二一の四（以上三筆国有林）、三八九〇、三八九一の二、三八九二、三八九七の二、三九一四の一、三九一四の二、三九二一の一、三九二二の一、六七七〇、明科中川手六二八三、明科東川手一〇二七九、一〇二八七から一〇二九三まで、一〇三〇六、一〇三〇七、一〇三〇八のイ、一〇三一八の一、一〇三一八の二、一〇三一九、一〇三二〇、一〇三二二、一〇三二五、一〇三二八、一〇三三七の一、一〇三三七の二、一〇三三九、一〇三四一、一〇三四三から一〇三四六まで、一一一九二のイ、一一二〇〇、一三三七八のイ、一三三八〇、一三三八一の一、一三三八一の二、一三三八二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

明科光二五七三の一二、明科中川手六二八三、明科東川手一〇二七九、一〇二八七から一〇二九三まで、一〇三〇六、一〇三〇七、一〇三〇八のイ、一〇三一八の一、一〇三一八の二、一〇三一九、一〇三二〇、一〇三二二、一〇三二五、一〇三二八、一〇三三七の一、一〇三三七の二、一〇三三九、一〇三四一、一〇三四三から一〇三四六まで、一一一九二のイ、一一二〇〇、一三三七八のイ、一三三八〇、一三三八一の一、一三三八一の二、一三三八二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。）